

墓地の設備基準と区画の大きさ

◎一般墓地の設備基準について

一般墓地を使用する（墓石等の設置を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

ア. 墓碑（墓石）及びこれらに類する設備の高さは、3m以内とする。

イ. 盛土の高さは0.6m (60 cm)以内とする。

ウ. 囲障の高さは1m以内とし、周囲の土留工事等は、石またはコンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。

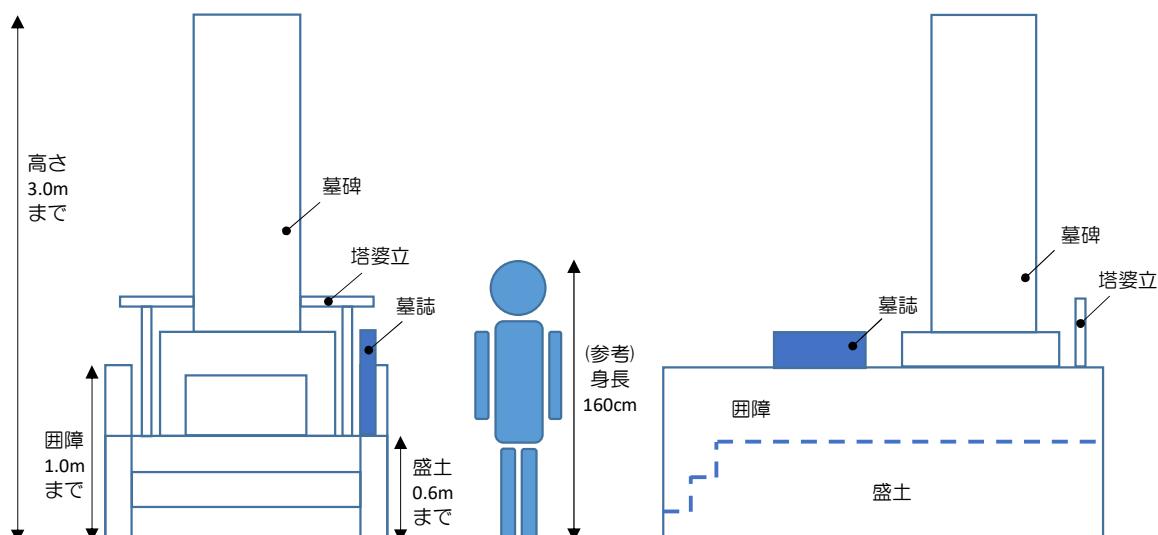
エ. ア～ウに規定する高さは、市で設置する縁石天端から設備の最高部までとする。

オ. 植栽は禁止する。

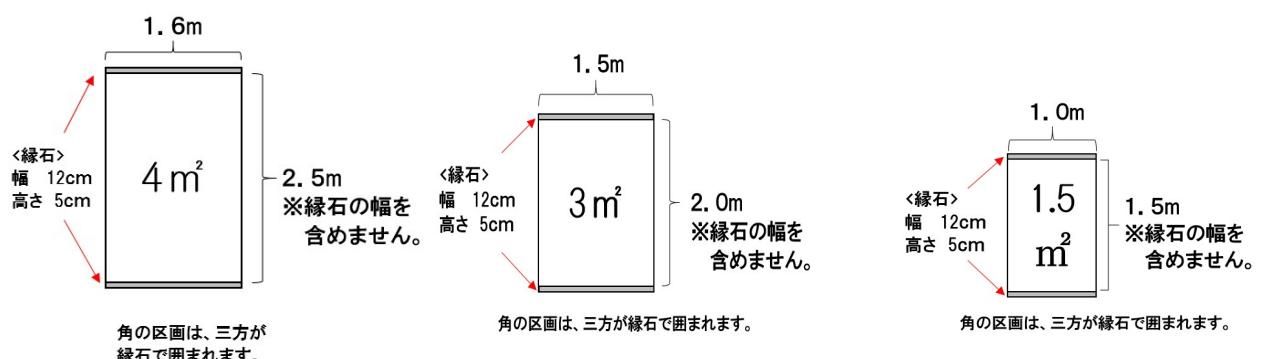
カ. 墓石等の設置は、通路側を正面とする。

一般墓地の設備例（高さ制限）

※工事施工にあたっては、囲障等は隣接墓地との境界から2cm程度内側に設けて下さい。（隣同士の間隔が空いてないと、墓所の改修等に際して、隣の囲障等を毀損・損壊させる恐れがあるため。）また、雑草が生えてくることを防止するため、基礎は区画全体に施工してください。



区画の大きさ

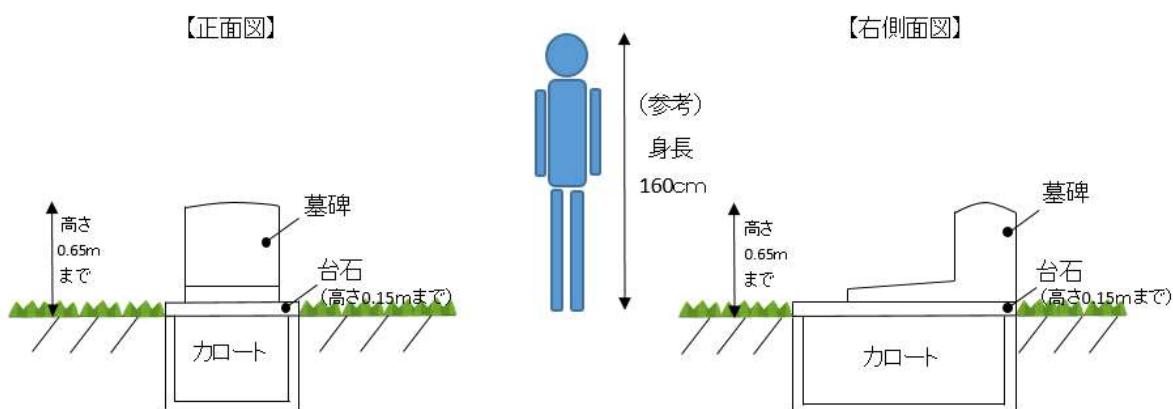


◎芝生墓地の設備基準について

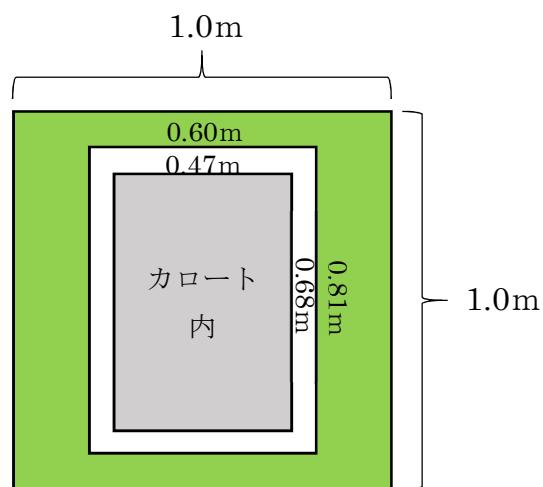
芝生墓地を使用する（墓碑等の設置を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

- ア. 墓碑及びこれらに類するものの高さは、カロート上端から 0.65m (65 cm) 以内とする。
- イ. 蓋石（高さがカロートの上端から 0.15m (15 cm) 以内であるものに限る。）及び台石は、カロートの上に設置し、かつ、カロートの幅及び奥行きと一致させること。
- ウ. カロートの範囲を超えて墓碑、墓誌、水鉢、花立て等を設置しないこと。
- エ. 塔婆立て及び香炉の設置は禁止する。また、植栽は禁止する。

芝生墓地の設備例(高さ制限)



区画の大きさ



当市で設置したカロートを使用していただきます。

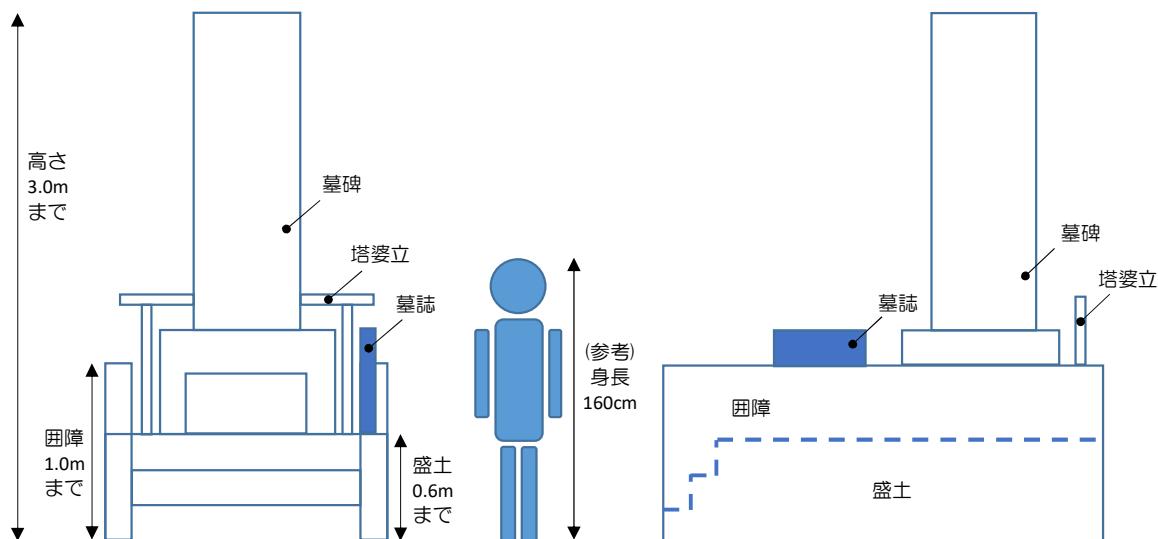
◎被災者等墓地の設備基準について

被災者等墓地を使用する（墓石等の設置を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

- ア. 墓碑（墓石）及びこれらに類する設備の高さは、3m以内とする。
- イ. 盛土の高さは0.6m (60cm)以内とする。
- ウ. 囲障の高さは1m以内とし、周囲の土留工事等は、石またはコンクリートその他これらに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。
- エ. ア～ウに規定する高さは、市で設置する縁石天端から設備の最高部までとする。
- オ. 植栽は禁止する。
- カ. 墓石等の設置は、通路側を正面とする。

被災者等墓地の設備例（高さ制限）

※工事施工にあたっては、囲障等は隣接墓地との境界から2cm程度内側に設けて下さい。（隣同士の間隔が空いてないと、墓所の改修等に際して、隣の囲障等を毀損・損壊させる恐れがあるため。）また、雑草が生えてくることを防止するため、基礎は区画全体に施工してください。



区画の大きさ



角の区画は、三方が
縁石で囲まれます。

角の区画は、三方が縁石で囲まれます。

◎墓碑等建設前の区画整備状況について



◎一般墓地

縁石及びロープで区画を囲んでおり、区画内に砂利を敷き詰めています。
区画面積に縁石部分は含まれないため、縁石に囲障等を乗せることはできません。

◎芝生墓地

カロートを設置し、蓋石で塞いでいます。
任意の蓋石及び台石を設置することができますが、その場合既存の蓋石は指定の場所へ運んでください。また、蓋石及び台石はカロートの幅、奥行きと一致させてください。

◎被災者等墓地

縁石及びロープで区画を囲んでおり、区画内に砂利を敷き詰めています。
区画面積に縁石部分が含まれているため、縁石に囲障等を乗せることができます。
ただし、縁石を破損させないよう施工してください。

◎その他

本書に記載している事項のほか、詳細については、別に定めている場合がございますので、不明な点については、個別にお問い合わせください。

◎問い合わせ先

名取市生活経済部クリーン対策課 環境衛生係 022-724-7160